

株式交付に係る事後開示書面

(会社法第 816 条の 10 第 1 項及び会社法施行規則第 213 条の 9 に基づく開示事項)

2026 年 8 月 10 日

売れるネット広告社グループ株式会社

2026 年 8 月 10 日

株式交付に係る事後開示書面

福岡県福岡市早良区百道浜二丁目 3 番 8 号
売れるネット広告社グループ株式会社
代表取締役 植木原宗平

売れるネット広告社グループ株式会社（以下「売れるネット広告社グループ」といいます。）は、2026 年 7 月 2 日付で作成した株式交付計画書に基づき、2026 年 8 月 10 日を効力発生日として、売れるネット広告社グループを株式交付親会社とし、パロットビーク株式会社（以下「パロットビーク」といいます。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）を実施いたしました。

本株式交付に関する会社法第 816 条の 10 第 1 項及び会社法施行規則第 213 条の 9 に定める事後開示事項は以下のとおりです。

1. 株式交付が効力を生じた日（会社法施行規則第 213 条の 9 第 1 号）

2026 年 8 月 10 日

2. 株式交付親会社に関する事項（会社法施行規則第 213 条の 9 第 2 号）

（1）会社法第 816 条の 5 の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はありません。

（2）会社法第 816 条の 6 及び第 816 条の 8 の規定による手続の経過

① 反対株主の株式買取請求（会社法第 816 条の 6）

売れるネット広告社グループは、会社法第 816 条の 6 第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項に従い、2026 年 7 月 17 日付で、売れるネット広告社グループの株主に対して、本株式交付をする旨並びに株式交付子会社であるパロットビークの商号及び住所を電子公告にて公告いたしましたが、売れるネット広告社グループの株主から、株式買取請求はありませんでした。

② 債権者の異議（会社法第 816 条の 8）

本株式交付について異議を述べることができる債権者は存在しませんので、会社法第 816 条の 8 の適用はありません。

3. 株式交付に際して譲り受けた株式交付子会社の株式の数（会社法第 816 条の 10 第 1

項、会社法施行規則第 213 条の 9 第 3 号)

本株式交付に際して売れるネット広告社グループが譲り受けたパロットビークの株式の数は、398 株です。

4. 株式交付に際して譲り受けた株式交付子会社の新株予約権の数及び当該新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、当該新株予約権付社債についての各社債（株式交付親会社が株式交付に際して取得したものに限る。）の金額の合計額（会社法施行規則第 213 条の 9 第 4 号及び同項第 5 号）

該当事項はありません。

5. 上記に掲げるもののほか、株式交付に関する重要な事項（会社法施行規則第 213 条の 9 第 6 号）

本株式交付により増加する売れるネット広告社グループの資本金及び準備金の額は以下のとおりです。

本株式交付では資本金及び準備金の額については、会社計算規則第 39 条の 2 に従い、別途定める。

以 上